

# 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

ご注意

4 ※印の欄は、届出者において記入する必要があります。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収すること。

1 宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

2 転勤、再就職等により、異動後の勤務先住所等に住所変更がある場合は、転勤届出書と併せて、住所変更届出書を提出してください。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収すること。

4 ※印の欄は、届出者において記入する必要があります。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成 年 月 日  聖籠町長 様		(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号			特別徴収義務者指定番号			
			名称			宛 名 番 号				
		(特別徴収義務者)	代表者の職氏名印			連絡者の係及び氏名並びにその電話番号		係		
					氏名		電話	( ) - 番		
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職までの給与支払額
フリガナ			円	月分	円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休業 4. 長 5. 死 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収  3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付してください。	円
氏名	(旧姓 )			月分					月分	円
旧住所	(1月1日現在の住所・・・必ず記入願います)			月分					納入します。	円
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)			月分						円
本籍地	(現住所不明の場合は本籍地)			月分						円

( ◎給与の支払を受けなくなった後の月割額 (未徴収税額) について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。 )

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	※市区町村記入欄	月割額		退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるようお願いいたします。なお、1月1日以後の退職者については、その未徴収税額を一括徴収しなければならないことになっております。
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため ( 月 日申出)		支払予定日ごとの徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)		6月分	7月分以降	
2. 異動が平成 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	●	円	円		円	円	
一括徴収できない理由			円				
(○を付してください)			円				
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため		●	円				
2. その他 理由 ( )		●	円				

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円	(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号			
月分		フリガナ			連絡者の係及び氏名並びにその電話番号		
納入する。	代表者の職氏名印			係			
					氏名		
給与支払方法及びその期日	払込を希望する金融機関の所在地及びその名称				電話	( ) - 番	
					経理責任者氏名		